

雑誌掲載論文紹介

米国ガス小売市場自由化の現状

—移行進まず足踏み続く、制度には改善の余地も—*

戦略・産業ユニット総括 研究理事 森田 浩仁

日本エネルギー経済研究所は、米国のガス小売市場自由化の現状について報告書をまとめた。米国ではガス産業部門における自由化も 80 年代半以降、世界に先駆け展開されてきた。連邦と州による二元的な規制を設け、連邦エネルギー規制委員会（FERC）が州間の取引を、そして各州の公益事業委員会が州内の取引を規制する。

◎自由化は連邦から州へ

かつて州をまたぐ（州際）パイプラインを有する企業は、テキサスなど南部で生産される天然ガスを購入し、北東部の需要地まで輸送、地域の都市ガス会社や発電所など大口需要家に販売した。しかし、FERC の施策により、92 年には販売機能を分離し、輸送機能に特化することになった。

この措置により、地方都市ガス会社など大口需要家は、生産者から直接、あるいはあらたな市場参入者であるマーケットを介し、天然ガスの供給を受けることになった。つまり不特定多数の売り手と買い手が自由に取引できる環境が整った。その後、FERC からバトンを受けたいくつかの州では、小口需要家までもが供給者を選択できるような制度を目指した。

◎小口自由化の現状

取り組みは州により異なる。ワシントン DC を含む 51 州・地区のうち家庭用まで自由化範囲を広げた州は 22 を数え、うち 8 州が一定規模以上の需要家を対象とし（NY 州では年間約 8.2 万 m³ の単独あるいは 11.7 万 m³ 以上のグループ）、全州レベルでの自由化に踏み切っている。ただし 29 州が未実施であることから、米国イコール自由化先進国では必ずしもない。近年は、あらたに自由化に移行する州は現れず、実施州における供給者変更率（供給者変更数/適格需要家数）も 2001～06 年の間、8～9%で推移している。

米国エネルギー省エネルギー情報局（EIA）の分類によると、全州レベルで自由化を採用している 8 州のうち、制度が機能している州（供給者変更率 1%以上）は、ワシントン DC、

*本文は電気新聞 2008 年 10 月 1 日（水）に掲載されたものを転載許可を得て掲載いたしました。

ニューヨークなど 4 州、カリフォルニア、マサチューセッツなど 4 州は機能せずとしている。弊所によるヒアリングでは、「自由化実施の目的のひとつは、競争原理の導入による小売価格の低下にあったが、目的を達することはできなかった」、とニューヨーク、カリフォルニア州の公益事業委員会は答えている。

それでもカリフォルニア州など、「小口需要家の選択肢を広げたという意味において、自由化は成功した」と胸をはる。供給者変更率が 1%未満であることなど問題ではないらしい。

◎供給者変更率 100%の州も

自由化対象の需要家すべてが供給者を変更している州もある。ジョージア州である。地域の都市ガス事業者であった Atlanta Gas Light 社 (AGL) は 98 年、小売から撤退し、託送業務に特化した。自らの判断による。供給区域の需要家 (州の 81%に相当) は供給者の変更をやむなくされた。

2 年後の 2000 年、厳冬が同州を襲い、天然ガス小売価格は高騰し、5 万件もの不払い閉栓が発生した。低所得者層がダメージを受けた。その後、最終供給保障者の選定、高齢者向け割引料金の設定、低所得者向け供給の義務付けなどを織り込んだ「Natural Gas Consumer Relief Act」が制定される。

が、今も公益事業委員会あて料金に関する苦情が自由化前の 10 倍も寄せられ、一部の議員は、ガス事業再規制法案を提出し続けている。

一方、AGL は託送事業により安定した収益を得、兄弟会社の South Star 社がマーケットとして小売を担当し、高収益を得ている。

米国は多様であり、これが米国という像が描きにくいのは、ガス事業制度についても同様である。

であるが、小売自由化の進捗状況に焦点を当てたとき、どの州と比べてもわが国の制度がよりよく機能しているように感じられる。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp